

入管庁警訓第8号

入 国 者 収 容 所 長  
地方出入国在留管理局長  
地方出入国在留管理局支局長

違反調査及び令書執行規程を次のように定める。

平成31年4月1日

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子

違反調査及び令書執行規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）に規定する入国警備官の職務の執行について適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法入国 法第24条第1号に係る違反事件をいう。
- (2) 不法上陸 法第24条第2号、第5号又は第5号の2に係る違反事件をいう。
- (3) 在留資格の取消し 法第24条第2号の2又は第2号の3に係る違反事件をいう。
- (4) 資格外活動 法第24条第4号イに係る違反事件をいう。
- (5) 不法残留 法第24条第2号の4、第4号ロ、第6号、第6号の3、第6号の4、第7号又は第8号に係る違反事件をいう。
- (6) 出国命令の取消し 法第24条第9号に係る違反事件をいう。
- (7) 難民の認定等の取消し 法第24条第10号に係る違反事件をいう。
- (8) 出国命令 法第24条の3各号に該当する者に対して、法第55条の3の規定により出国を命じることをいう。
- (9) 収捕 収容令書又は法第43条第1項に規定する権限により容疑者を捕らえることをいう。